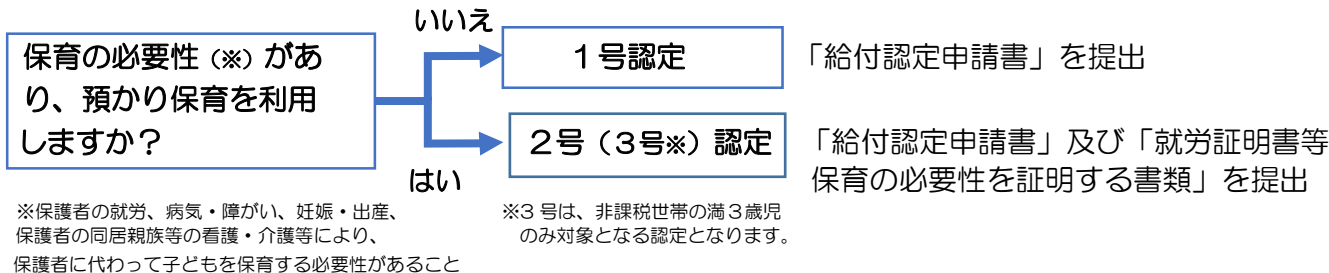


3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子供たちの利用料が無償化

※0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

必要な手続き

無償化の対象となるには「給付認定申請書」の提出が必要で、保育の必要性に応じて認定区分を決定します。申請書は、園を通して配布し、園経由で提出いただけます。



入園料・保育料 (1・2(3)号共通)

月額 2 万 5,700 円まで無償

- ・幼稚園については、満 3 歳から 5 歳児 (小学校就学前) までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※給食費や施設管理費、通園費等は対象外。

※国立幼稚園は月額 8,700 円、国立特別支援学校幼稚部は月額 400 円まで無償。

(算定のイメージ)

	入園料 (※)	保育料	無償化対象	実質負担額
A園	1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
B園	—	3万円	2万5,700円	4,300円

※入園料を在籍月数 (4 月入所の場合は 12) で割った額で、小数点以下の端数がある場合は切り捨て。



預かり保育 (2(3)号認定)

月額 1 万 1,300 円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な 3 歳児から 5 歳児 (小学校就学前) までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額上限額は変動。
(450 円×利用日数)

※満 3 歳児 (非課税世帯を除く) は、当年度については対象外。

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
400円/日	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円/月	20日	9,000円	9,000円	500円

※満 3 歳になった日から満 3 歳後最初の 3 月 31 日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。
(月額 1 万 6,300 円が上限)

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない (平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満) 場合、預かり保育のほか認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。
(月額 1 万 1,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

給付方法

園で代理受領 (入園料の端数部分など一部自己負担になる場合あり)